# 幼児教育・保育の無償化に関する給付認定

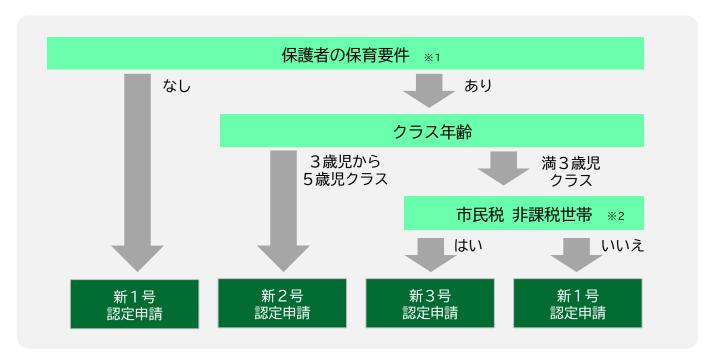
施設等利用給付(保育料)、預かり保育利用料の無償化の対象となるためには、給付認定が必要です。認定を受けるためには、右記のQRコードから申請手続を行ってください。

※申請日からさかのぼって認定はできません。





認定の区分 ※該当する区分を確認の上、手続してください。



無償化の内容	対象者	利用料 等
施設等利用給付(保育料) (私学助成の幼稚園のみ)	新1号認定 新2号認定 新3号認定	幼稚園が定める入園料と月額利用料(月額上限25,700円) ※ 25,700円を超える部分の利用料は、幼稚園にお支払いいただきます。 ※ 通園送迎費、食材料費、行事費などは、保護者負担となります。
預かり保育利用料	新2号認定 新3号認定	利用日数に応じて最大11,300円 (満3歳児クラスは最大16,300円)  ※ 一度幼稚園に料金を支払い、その後請求いただくことで市から償還します。 ※ 預かり保育時間が基準より少ない場合、認可外保育施設の利用が無償化の 対象となることがあります。 ※ 長期休業期間においても、最大料金は同じです。

- ※1 保育要件とは、家庭において必要な保育を受けることが困難な理由です。詳細については、裏面を参照してください。
- ※2 非課税は4月分から8月分は前年度市民税額、9月分から3月分は現年度市民税額を基に判定します。

## 無償化となる預かり保育利用料の算定方法

- ①と②を比較して低い方の金額が補助されます。
  - ① 預かり保育利用料として園に支払った金額
  - ② 利用日数×450円(日額単価)として算出した金額

#### 《パターンA》

月額10,000円を支払い21日間預かり保育を利用

- ① 10,000円
- ② 21日 × 450円 = 9,450円

預かり保育利用料無償化額は9,450円

#### 《パターンB》

日額400円で19日利用、7,600円支払い

- ① 7,600円
- ② 19日 × 450円 = 8,550円

預かり保育利用料無償化額は7,600円

## 保育要件

保育認定の事由	保育認定事由の要件	確認書類
就労	月64時間以上、就労している場合(休けい時間除く)	寝屋川市所定の就労証明書 ※内職の場合は就労証明書と給料明細(2万円以上)の写し
妊娠・出産	妊娠中、出産後間もない場合 (出産予定日の8週前から8週後の属する月の月末)	出産予定の子どもの母子健康手帳の写し(1・4 ページ)
疾病・負傷・障害	保護者に疾病、負傷、障害がある場合	医師の診断書※病院の様式で可、障害者手帳の写し
介護・看護	   同居の親族を常時介護又は看護している場合 	医師の診断書※病院の様式で可、障害者手帳の写し、 療育施設の在園証明書等
災害復旧	震災・風水害・火災・その他の災害の復旧にあたっ ている場合	り災証明書等
求職活動	   求職活動( <sub>起業準備を含む</sub> )を継続的に行っている場合 	寝屋川市所定の求職活動状況申立書
就学	月64時間以上、就学している場合(休けい時間除く)	   在学証明書とカリキュラム

# 申請に準備いただくもの ※申請日からさかのぼって認定はできません。

#### 新1号認定の方(私学助成の幼稚園のみ)

- → 子どもの本人確認ができるものの写し
  - ※顔写真のあるものは1点、写真のないものは2点
  - ※健康保険証・医療証を添付される場合は、保険者番号、 被保険者等記号・番号はマスキングしてください。
  - ※個人番号が確認できるものは申請フォームにアップ ロードしないでください。

### 新2号・新3号認定の方

- ☑ 保育要件の確認書類(保護者全員分)
- ✓ 申請者の本人確認ができるものの写し 運転免許証、マイナンバーカード(表面)など
  - ※顔写真のあるものは1点、写真のないものは2点
  - ※健康保険証・医療証を添付される場合は、保険者番号、 被保険者等記号・番号はマスキングしてください。
  - ※個人番号が確認できるものは申請フォームにアップ ロードしないでください。

詳細については、こちらのQRコードから確認してください。



保育課 ホームページ 【検索ID:21032】

【お問合せ先】 担当:寝屋川市こども部保育課 電話:072-812-2552(直通)